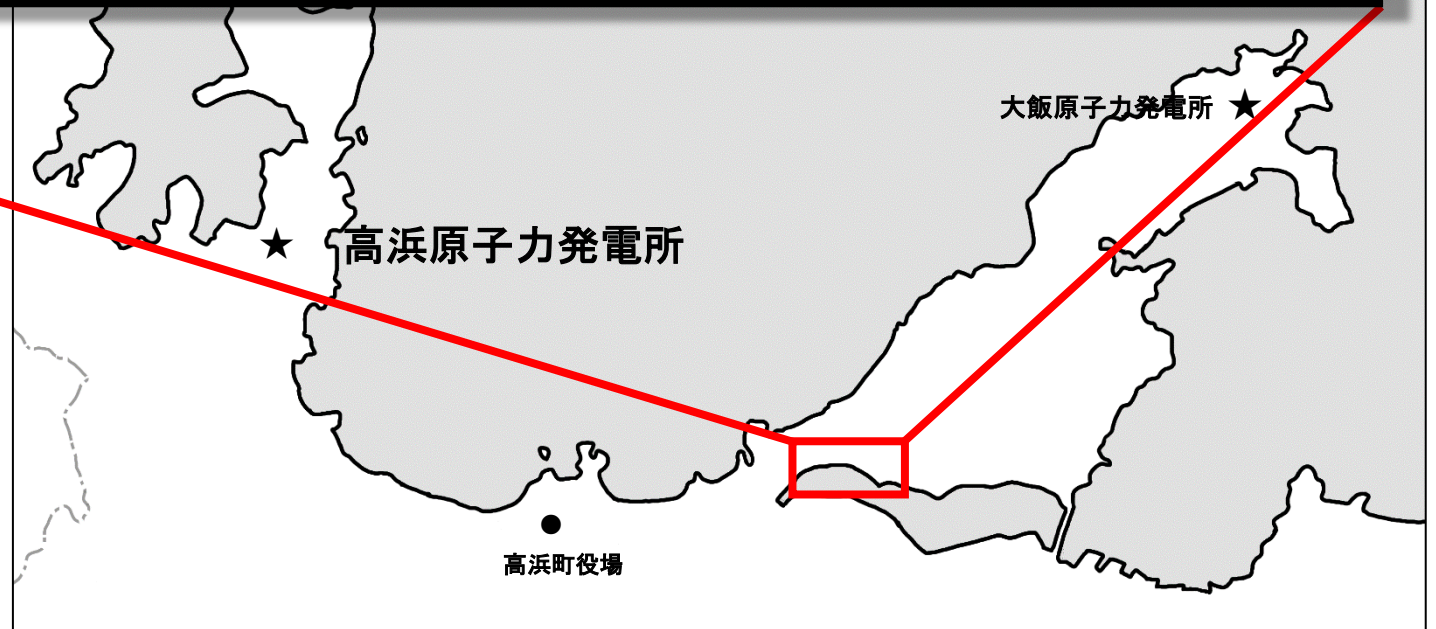
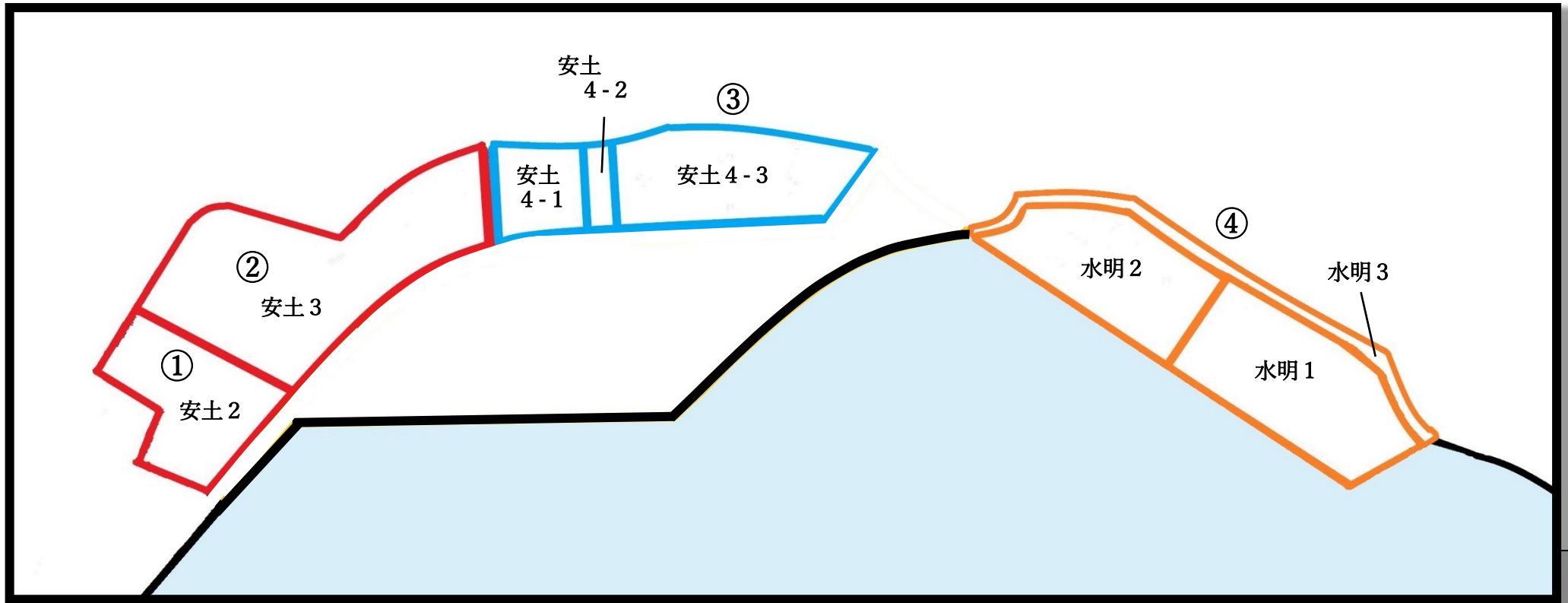


福井県高浜町「青戸入江」埋立地と高浜原子力発電所



2020年4月3日 衆議院経済産業委員会配布資料①
日本共産党 藤野保史
出典：登記簿を基に藤野保史事務所作成

福井県高浜町「青戸入江」の主な公有水面埋立と土地所有者について

地図 No.	地番	面積 (㎡)	埋立出願者	埋立竣工日	埋立竣工直後の所有者	売却	現在の所有者	売買日		
①	高浜町 安土 2	1 番 1	若狭開発 株式会社 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	1969年2月17日	株式会社 福放 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	売却	関西電力 株式会社	1970年2月28日		
		1 番 2						13,930	1969年9月20日	
		1 番 3						3,586	1970年2月28日	
		1 番 4						104	1985年5月30日	
		2 番 1						12	1969年9月20日	
		2 番 2						1,609		
②	高浜町 安土 3	1 番 1	若狭開発 株式会社 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	1970年6月30日	株式会社 福放 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	売却	関西電力 株式会社	1970年6月30日		
		2 番 1						9,499	1970年6月10日	
		4 番 1						24,969	1985年5月30日	
		1 番 2						21		
		2 番 2						32		
		4 番 2						160		
③	高浜町 安土 4	1 番 1	若狭開発 株式会社 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	1970年12月13日	株式会社 福放 (代表者：加藤尚) 福井市大手 3 丁目 4 - 1	売却	関西電力 株式会社	1985年2月13日		
		1 番 2						1,487		
		2 番						3,617	1997年12月18日	
		3 番 1						23,914	※ (株) 平川への売却までに 「菱電不動産」による所有期間あり	
		3 番 2						1,786	関電プラント 株式会社	1988年4月27日
		4 番 2						1,237	関西電力 株式会社	1985年2月13日
④	高浜町 水明	1 番	高浜町	1982年2月22日	高浜町	売却	高浜町			
		2 番						23,000	1982年3月4日に高浜町 から関西電力に売却 登記簿に「売買」の記 載なし	
		3 番						1,000		
		(合計面積)	154,357							

No.

六戸ハ

昭和45年9月28日

和田港港湾管理者の長
福井県知事 中川平太夫 殿



福井市 天守町 3丁目4番/号
若狭開発株式会社
取締役社長 加藤 尚

公有水面埋立免許申請書

1. 出願人の住所、氏名
福井市大手3丁目4番/号
若狭開発株式会社
取締役社長 加藤 尚

2. 埋立の場所及びその面積
地籍 (1)福井県大飯郡高浜町和田
/ 4 / 字宮御谷 / 4番 / 23
/ 42字上均ヶ谷 / 0番
/ 43字下均ヶ谷 / 0番
/ 44字石ヶ平2番3ヶ 3番 / 2
/ 45字東石ヶ平 / 番
/ 46字大新田 / 番
地先

(2)福井県大飯郡高浜町下車持
23字村新田 / 番 / 25地先

面積 地先水面
(1) 40,430.13 m² (12,230坪 / 1)
(2) 7,938.05 m² (2,398坪 / 2)

8. 埋立の目的
観光産業及工業の振興発展のため
1. 先に当社が昭和37年/2月26日付港第749号
及昭和41年6月25日付港第570号、昭和44
年/2月/日付港第935号等を以て免許を受け、
既にしゅん功認可並に土地の表示登記も完了せし区
域(一部公共事業たる関西電力株式会社高浜原子力
発電所建設のための従業員宿舎並に外人宿舎敷地と
しての強い要請に基き、公共用地として犠牲的に分
譲せしにより代替地として御免許の種此の点充分御
賢察賜わり度)の接続地として之を埋立て活用致
し度

4. 埋立工事の着手及しゅん功
御免許後2ヶ年の予定

上記の通り公有水面埋立の免許を受けたく公有水面埋立法第
2条により申請致します。

以上

福井県高浜町「青戸入江」埋立地における 吉田開発の工事受注状況

発注者	元請・下請 の別	工事の名称	請負金額 (千円、税抜)	着工年月	完成年月
関電不動産(株)	元請	第5青葉独身寮共用便所・洗面所改修工事	24,500	2014年8月	2015年1月
関電不動産(株)	元請	第5青葉独身寮給排水配管・衛生器具取替工事	23,400	2014年8月	2015年1月
関電不動産(株)	元請	第2和田寮共用便所洗面所改修工事並びに除却工事	20,500	2015年5月	2015年8月
関電不動産(株)	元請	第2和田寮給排水管衛生器具取替工事並びに除却工事	17,700	2015年5月	2015年8月
関電不動産(株)	元請	第1和田寮共用便所洗面所改修工事並びに除却工事	20,500	2015年9月	2015年12月
関電不動産(株)	元請	第1和田寮共用便所洗面所改修工事並びに除却工事	19,500	2015年9月	2015年12月
関電不動産開発(株)	元請	和田社宅9号棟污水配水管取換工事ならびに除却工事	39,500	2016年6月	2016年9月
関電不動産開発(株)	元請	和田社宅8号棟便所内污水排水管取替工事	39,400	2016年6月	2016年9月
関電不動産開発(株)	元請	第2青葉単身寮管理人室・寮室電気温水器取換	20,000	2016年9月	2016年11月
関電プラント(株)	元請	関電プラント安土倉庫建設工事(新築工事)	150,000	2015年10月	2016年3月
関西電力(株)	元請	和田社宅横用地接続道路設置工事のうち県道接続道路設置工事	58,860	2015年8月	2016年3月

※関電不動産は2016年4月から関電不動産開発に変更

「加藤尚氏米寿を祝う会」

■式次第

一 開会の辞

福井銀行頭取 市橋保氏

一 発起人代表挨拶

福井県知事 中川平太夫氏

一 来賓祝辞

衆議院議員代表 福田一氏

参議院議員代表 熊谷太三郎氏

福井商工会議所副会頭 八木熊吉氏

靖国神社宮司 松平永芳氏

福井県繊維協会会長 前田栄雄氏

福井県農協五連会長 多田清志氏

一 祝電披露

内閣総理大臣 中曾根康弘氏

郵政大臣 左藤恵氏

外務大臣 安倍晋太郎氏

大蔵大臣 竹下登氏

自由民主党最高顧問 福田赳夫氏

日本民間放送連盟会長 中川順氏

読売新聞社社長・日本テレビ放送網会長 小林与三次氏

朝日新聞社社長 一柳東一郎氏

全日本広告連盟理事長 河口静夫氏

ほか一五八通

一 加藤尚氏にお祝い品目録贈呈

日本テレビ放送網社長 高木盛久氏

お祝いの品は人間国宝の人形作家鹿兒島

寿蔵先生作の紙塑人形「誕生祝」

一 加藤尚氏に花束贈呈

一 加藤尚氏の謝辞

■宴会

一 乾杯

福井市長 大武幸夫氏

一 舞踊 長唄「松の翁」

一 餅つき 加藤幸 加藤杏奈 加藤倫子 加賀信行 加賀嗣朗

加賀章夫 山本研二 生駒友邦 前田将

福井県知事 中川平太夫氏 北陸放送常務取締役

嵯峨春平氏 福井新聞副社長 吉田耿介氏 福井青

年会議所理事長 今村善孝氏

一 発起人代表謝辞

福井新聞社社長 谷口宇内氏

一 加藤幸氏謝辞

一 万歳三唱

福井県議会議長 池端昭夫氏

一 閉会の辞

北陸銀行頭取 久保田照雄氏



埋立地用途変更許可申請書

高 第 090501号

昭和56年 9月 5日

和田港湾管理者の長
福井県知事 中川平太夫殿

住所 福井県大飯郡高浜町宮崎
申請者 71-7
氏名 高浜町長 浜田倫

公有水面埋立法第13条の2第1項の許可を受けたいので下記により申請します。

記

1. 埋立地用途変更の内容

(1) 用途変更に係る埋立地の区域及び面積

1) 位置

福井県大飯郡高浜町和田146字大新田6番地の1から同156字広瀬谷8番地をへて同153字渡起2番地に至る地先公有水面

2) 区域

次に掲げる各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とDの地点を結ぶ陸地と公有水面との境界線(春分及び秋分における満潮位 $T P + 0.60 m$)によつて囲まれた区域

Aの地点 和田山 三等三角点(北緯35度30分11秒77 東経135度36分49秒49)から232度22分47秒2147.02メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 157度58分 5.38mの地点

Cの地点 Bの地点から 121度40分 488.00mの地点

Dの地点 Cの地点から 64度43分 86.50mの地点

3) 面積

52,341.23 m^2

(2) 埋立地用途変更の配置と規模の概要

1) 変更前の埋立地の用途

用途名	配 置	規 模
道路用地	埋立護岸の西側道路とB、Cを町道に取付るよう配置	約0.6ha
水路用地	背後地と埋立地の境に水路Bより西と護岸へ2本の水路を配置する	約0.2ha
駐車場用地	南西に伸びる道路東側に配置	約0.4ha
運動場用地	埋立地中心部と道路をはさんでテニスコートを配置	約1.6ha
緑地用地	駐車場東側と護岸西側運動場の周囲とテニスコートの周囲に配置	約2.4ha
計		5.2ha

2) 変更後の埋立地の用途

用途名	配 置	規 模
道路用地	住宅用地と緑地用地との間に配置	約 0.2 ha
水路用地	陸地と埋立地の境に沿って配置	約 0.1 ha
住宅用地	埋立地中央部東南より配置	約 1.9 ha
緑地用地	埋立地の東南部に配置	約 0.7 ha
原子力保修訓練センター用地	埋立地北西部に配置	約 2.3 ha
計		5.2 ha

2. 埋立地用途変更の理由

当初計画ではいこいの広場の造成を目的として計画しましたが、認可申請時において記載しております様に本町は原子力発電所1、2号機がすでに稼働し、更に3、4号機を建設中であり、大飯地区発電所と併せると日本エネルギーの本拠地と考えられます。又、エネルギー資源をもたない我が国にとって、石油にかわる代替エネルギーは原子力しかなく、これは国策であり先般敦賀発電所の事故以来安全性確立が強く要望されている今日、本町行政としてこれに対応し得る施設、育成機関（原子力保修訓練センター）の設置を住民と共に強く望んでいるところである。

隣地を高森埋立地に計画しておりました住宅用地を変更充当し、安土地域の開発を図るため今回用途変更の計画をしたものである。

3. 埋立の免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 昭和54年4月26日

(2) 免許番号 福井県指令港第11号

4. 添付図書

- (1) 位置図
- (2) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面
- (3) 処分計画書
- (4) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (5) 環境保全に関し講じた措置を記載した図書

規模

約 0.6 ha

約 0.2 ha

約 0.4 ha

約 1.6 ha

約 2.4 ha

5.2 ha



土地売買契約書

売主高浜町（以下「甲」という）と買主関西電力株式会社（以下「乙」という）との間に末尾記載の土地（以下「本物件」という）の売買につき次のとおり契約を締結する。

この契約は議会の議決をもって本契約とする。

（売買の成立）

第 1 条 甲は、本物件を乙に売渡し乙は乙の原子力保体訓練センター用地として、これを甲から買受ける。

（売買の代金）

第 2 条 本物件の売買代金は、実測 1 m^2 につき金 17,900 円也の割合とし、総額金 411,700,000 円也とする。

（引渡義務）

第 3 条 甲は、昭和 57 年 2 月末日迄に乙に対して本物件の引渡しを行う。

- ② 本物件の引渡完了まで、甲はその保管に関し一切の責任を負うものとする。
- ③ 甲は本物件について乙のために本契約を原因とする所有権移転登記を行う。但し本物件に抵当権、質権、先取特権又は質借権その他乙の完全なる所有権行使を妨げる権利等があるときは、

甲は、所有権移転登記申請までにこれ等を抹消し且つ租税公課その他の負担金はすべて処理し、無瑕疵、無負担の所有権を乙に移転するものとする。

（代金の支払）

第 4 条 乙は第 2 条記載の売買代金を次の区分により甲に支払う。

1. この契約締結後、すみやかに金 123,510,000 円也
2. 第 3 条第 3 項記載の所有権移転登記申請が受理された後すみやかに金 288,190,000 円也

（売買の費用）

第 5 条 本売買契約書作成に要する費用は甲乙折半して負担し、本物件の所有権移転登記に必要な登録免許税及びこれに付帯する費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第 6 条 本物件引渡し以前に本物件の全部又は一部が不可抗力により滅失又はき損したとき、その損失は甲の負担とし、乙は甲に対し売買代金の減額又は原状回復に要する費用の出捐を求めることができる。

この場合、契約を締結した目的を達することができなるときは、乙は契約を解除することができる。

(境界の明示)

第 7 条 甲は乙に対して第3条に定める引渡しまでに境界を明確にならしめるための実測図を作成し乙に交付するものとする。

(解除禁止および損害賠償請求権)

第 8 条 甲および乙は、この契約に関し第6条の定めによる以外は、理由の如何を問わず、この契約を解除することはできないものとする。

② 当事者の一方は、相手方がこの契約条項に違背したときは、そのために蒙った損害の賠償を違背者に請求することができる。

(補足規定)

第 9 条 この契約に関し、疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれその1通を保有するものとする。

昭和57年2月27日

甲 福井県大飯郡高浜町宮崎71-7-1

高浜町長 浜田 倫



乙 大阪市北區中之島3丁目3番22号

関西電力株式会社

代表取締役 林 庄一



物 件 の 表 示

所 在 福井県大飯郡高浜町和田156字広瀬谷

地先公有水面埋立地

地 積 23,000㎡(6,957坪)(実測)



関西電力から高浜町への寄付金

高浜町「決算書」を基に作成

年度	会計区分	項	目	節	金額（円）	備考
1970	一般会計	寄付金	土木費寄付金	住宅費寄付金	2,700,000	
1973	一般会計	寄付金	民生費寄付金	社会福祉費寄付金	80,000,000	
1974	上下水道特別会計		事業費負担金	事業費負担金	38,450,000	
1977	一般会計	雑入	地域振興事業対策収入	地域振興事業対策収入	230,200,000	高浜3・4号機寄付金
1978	一般会計	雑入	地域振興事業対策収入	地域振興事業対策収入	315,797,383	高浜1・2号機寄付金 (高浜町説明)
			学校整備事業収入	学校整備事業収入	283,558,458	
1980	一般会計	寄付金	土地造成寄付金	安土高森地籍開発並びに整備事業寄付金	1,018,000,000	
1981	一般会計	寄付金	総合運動場建設寄付金	総合運動場建設寄付金	500,000,000	
1982	一般会計	寄付金	町民体育館建設寄付金	町民体育館建設寄付金	466,898,000	
			観光費寄付金	観光費寄付金	7,000,000	
			地域振興事業寄付金	地域振興事業寄付金	74,102,000	
1985	一般会計	寄付金	地域振興事業寄付金	地域振興事業寄付金	690,000,000	
1994	一般会計	寄付金	総務費寄付金	地域振興事業寄付金	150,000,000	
1996	一般会計	寄付金	一般寄付金	一般寄付金	500,000,000	
2001	一般会計	寄付金	商工費寄付金	道の駅振興寄付金	25,000,000	
2007	一般会計	寄付金	衛生費寄付金	地域医療推進費寄付金	2,000,000	
2009	一般会計	寄付金	教育費寄付金	教育振興事業寄付金	18,000,000	
				合計	4,401,705,841	
					(44億170万5,841円)	

されております。これらを経営トップが独断で決定したとの指摘も踏まえ、報酬決定プロセスの客観性を高めてまいります。

① 企業統治形態の見直し

- ・ 指名委員会等設置会社への移行に向けた検討および準備を開始する。
- ・ 本見直しを含め、実効的なコーポレートガバナンスに資する考え方や方針を示した、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定する。

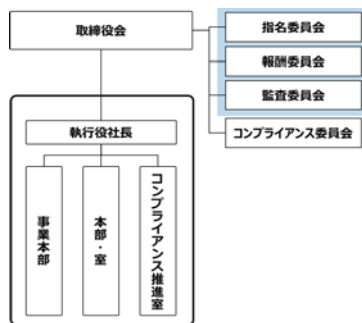
② 外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化

- ・ 指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定 3 委員会は、それぞれ過半数の社外取締役から構成することに加え、取締役会議長を務める取締役会長は社外出身者、法定 3 委員会の委員長は社外取締役がそれぞれ担う方向で、準備を開始する。
- ・ 役員の人事処分については、指名委員会および報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定することとし、客観性を確保する方向で検討する。
- ・ 役員退任後に相談役、顧問、嘱託等を委嘱する場合、その委嘱の要否および報酬については、指名委員会および報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定することとし、客観性を確保する方向で検討する。

③ 監査機能の強化

- ・ 過半数の社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を担う監査委員会が、主体的に監査できる体制に向けた検討および準備を開始する。
- ・ 社外取締役である委員長が、コンプライアンスを含め、様々な案件について主体的に調査し、取締役会に報告する仕組みとし、「コンプライアンス委員会」とあわせ、社長等執行員に対して、複眼的な監査、監督が行われるよう、現行の体制を改める。
- ・ 監査委員会が監査の前提となる情報収集を適時かつ網羅的に行えるようサポートする事務局を設置する。なお、そのスタッフは、多様な職歴を有する者で構成する。

【「外部人材を活用した実効的なガバナンス体制」のイメージ】



(2) 原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築

本件金品受領行為及び本件事前発注約束等の大半が原子力事業本部（以下、「本部」という。）においてなされ、複数の本部長や歴代の幹部が脈々と引き継ぎ、是正できず、また、本部の美浜町移転を機に本件事案が加速したと第三者委員会から指摘されております。さらに、その背景として、技術的に特殊である、政治・社会問題になりやすい、再稼働等が経営に絶大な影響を与えるという点においても、本部は当社の中で特殊性を有しており、その特殊性に起因して組織が閉鎖的になり、正しい意見が実現しづらくなっていたこと、および、そうした組織の閉鎖性を打破できない等、本部に対するガバナンスが不十分であったことも指摘されております。

それらを踏まえ、「外部人材を活用したコンプライアンス機能の強化（前述 2（1））」、「工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立（前述 3）」を含め、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になるよう、本部に対する実効的なガバナンス体制を構築いたします。

① 原子力事業本部に対する牽制と支援の強化

a. コンプライアンスを所管する本部長代理等の設置（2020年6月末目途）

- ・ コンプライアンスに係る牽制と支援を強化するために、本部に常駐する職位として、コンプライアンスおよび管理部門を所管する**本部長代理**を設置する。

本部長代理は、コンプライアンス推進状況について、コンプライアンス推進室を担当する役員およびコンプライアンス委員会に定期的に、また問題事象発生の際は機動的に報告し、その指導、助言、監督を受ける。あわせて、取締役会長に、コンプライアンスに係る職務遂行の状況を、定期的また機動的に報告し、指導、監督を受ける。

さらに、監査委員会スタッフとして、本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部への監査機能の強化を図る。

b. 主要会議への他部門の役員の参画（2020年6月末までに、速やかに）

- ・ 事業全般に対する牽制と支援を強化するために、本部における主要な会議に、経営企画、経理、人財・安全部門等他部門の役員が参画する。

② 風通しの良い組織の創生に向けた取組み（2020年6月末までに、速やかに）

a. 取締役会等の原子力事業本部（美浜町）での開催

- ・ 本部の役員および従業員と社外を含む他部門の役員との距離的な隔たりを縮めるために、取締役会、コンプライアンス委員会、原子力安全推進委員会等を、定期的に、美浜町所在の本部において開催する。

b. 社外を含む役員による、原子力事業本部メンバーとの定期的な対話

- ・ 組織の閉鎖性を払拭するために、会長、社長をはじめ社外を含む他部門の役員が、本部の幅広い層と、定期的に対話する機会を設ける。